

出金可能バリュー(資金移動)についての資金決済法に基づく表示

1.資金移動事業者

JAL ペイメント・ポート株式会社

(第二種資金移動業者 関東財務局長第 00062 号)

2.銀行等が行う為替取引でないことの説明

- (1)出金可能バリューによるバリュー決済および出金は、銀行等が行う為替取引ではありません。
- (2)JAL Global WALLET サービスは、預金もしくは定期積金等(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 4 項に規定する定期積金等をいいます。)を受け入れるものではありません。
- (3)JAL Global WALLET サービスは、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)第 53 条および農水産業共同組合貯金保険法(昭和 48 年法律第 53 号)第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
- (4)JAL Global WALLET サービスの会員の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられています。当社は日本割賦保証株式会社との間で履行保証金保全契約を締結しています。
- (5)資金決済法第 59 条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続きにおいて、会員が還付を受けられる権利は、会員規約第 32 条第 2 項に基づく確定支払手続きが完了した時点で消滅します。

3.標準履行期間

- (1)会員が出金可能バリューのチャージの申し込みを行い、当該申し込みが出金可能バリュー残高に反映されるまでの期間
 - ①銀行振込でチャージ申し込みした場合：当社にて着金確認完了後即時
 - ②インターネットバンキング決済でチャージした場合：会員がチャージの申し込みを完了した後即時
 - ③住信 SBI ネット銀行の口座振替でチャージした場合：会員がチャージの申し込みを完了した後即時
- (2)会員が海外マスターカード提携 ATM での暗証番号入力による現金引出を行い、会員に資金を交付するまでの期間
会員が海外マスターカード提携 ATM による払出手続き完了後即時
- (3)会員が国内外マスターカード加盟店でカード利用を行い、加盟店管理業者(アクワイアラー)の銀行口座に着金するまでの期間
 - ①国内で利用した場合：当社が確定データを受領してから 4 営業日以内

- ②海外で利用した場合：当社が確定データを受領してから 2 営業日以内
- (4)会員が住信 SBI ネット銀行に振替出金手続きを行い、会員が指定する銀行口座に着金するまでの期間
会員が振替手続きを完了した後即時
- (5)会員からの国内金融機関への振込出金依頼に従い当社が振込手続きを行い、会員が指定する銀行口座に着金するまでの期間
当社で出金依頼書受領後 7 営業日以内
- (6) 会員が QR コード加盟店で QR コード決済を行い、代価に充当するまでの期間
QR コード加盟店での QR コード決済利用後即時
- (7)会員が Smart Code 加盟店で Smart Code 決済を行い、加盟店管理業者(アクワイアラ)の銀行口座に着金するまでの期間
Smart Code 加盟店での Smart Code 決済利用後 40 日以内

4.利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

(1)チャージ手数料：

- ①銀行振込の場合：無料
- ②インターネットバンキング決済の場合： 無料
- ③住信 SBI ネット銀行の口座振替の場合：
- ・円貨チャージの場合：無料
 - ・外貨チャージの場合：無料

(2)出金手数料：

- ①住信 SBI ネット銀行への振替出金の場合：無料
- ②国内金融機関口座への振込出金の場合：550 円(税込)/件
- ③海外 ATM 出金の場合：以下の通り、通貨により異なります
- ・当社取扱通貨の場合

単位:各通貨単位

米ドル	ユーロ	英ポンド	スイス フラン	豪ドル	NZドル	カナダ ドル	香港 ドル
1.8	1.5	1.4	1.8	2.4	2.6	2.3	14.0

タイ バーツ	シンガポ ールドル	マレーシア リングギット	中国元	台湾 ドル	韓国 ウォン
58.0	2.4	7.4	12.0	54.0	2,000

- ・当社取扱通貨以外の場合
200 円/件

(3)再発行等手数料：

カード再発行手数料：1,100 円(税込)/枚

5.利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号

JAL グローバルウォレット サービスデスク 電話番号 0570-056-373/03-5996-1325

6.為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合の当該金額及びその換算に用いた
標準又はこれらの計算方法

(1)当社取扱い通貨の場合

当社がカード会員 Web サイトで提供する為替レートは、当社の取引先(SBI リクイディティ・マーケット(株))から配信されるリアルタイム為替レートに、取扱い通貨毎に定めた以下の手数料率を上限に上乗せして算出します。

単位：%

米ドル	ユーロ	英ポンド	スイス フラン	豪ドル	NZドル	カナダ ドル	香港 ドル
3.0	3.0	7.0	4.0	8.0	9.0	8.0	13.0

タイ バーツ	シンガポ ールドル	マレーシアリン ギット	中国元	台湾 ドル	韓国 ウォン
13.0	8.0	15.0	10.0	13.0	14.0

(2)当社取扱通貨以外の場合

当社取扱通貨以外の通貨で出金・利用を行った場合は、出金・利用日時点のマスターカードで定めるレートに 4.0%上乗せした為替レートを適用して、円貨に換算します。

(3)円以外の取扱通貨から円以外の他の取扱通貨へ両替する場合は、円以外の取扱通貨を一度円に両替したうえで、他の取扱い通貨へ両替します。

7.苦情処理措置および紛争解決措置

(1)苦情対応

一般社団法人日本資金決済業協会 「お客様相談室」 03-3556-6261

(専用の Web サイト <http://www.s-kessai.jp>)

(2)紛争解決

東京弁護士会 03-3581-0031

第一東京弁護士会 03-3595-8588

第二東京弁護士会 03-3581-2249

8.取り扱う為替取引の額の上限

(1)チャージ

チャージ後の残高が 100 万円を超えない範囲でチャージできます。

100 万円/回、100 万円/日

(2)出金(利用)

①海外マスターカード提携 ATM での暗証番号入力による現金引出の場合：10 万円/回、30 万円/日、60 万円/月（円貨相当額）

②国内外マスターカード加盟店でのカード利用、Smart Code 加盟店・QR コード加盟店での利用の場合：100 万円/回、100 万円/日、200 万円/月

③住信 SBI ネット銀行への振替出金の場合：残高の範囲

④国内金融機関への振込出金の場合：残高の範囲

※本条において、1 日とは現時点から 24 時間まで、1 ヶ月とは現時点から 720 時間までをいいます。

9.契約期間

出金可能バリューの有効期限は、ウォレット内のバリューの残高が最後に増減した日から 5 年間とし、有効期限が経過した場合は、当該ウォレット内のすべての出金可能バリューが失効するものとします。当社は、失効した出金可能バリューについて、返金、交換、払い戻し等は一切行いません。

10.契約期間の途中で解約時の取扱い(手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)

会員は、当社所定の手続きを経て、JAL Global WALLET を解約することができます。出金可能バリュー保有者が、当社所定の手続きにより当社に対して金融機関口座を指定し、残存する出金可能バリューにつき当該口座への振込または振替出金を依頼した場合には、当社は、当該依頼に従い、振込または振替を行うものとします。なお、日本円以外の出金可能バリューが残存していた場合は、当社は、当該依頼時点の当社所定為替レートにて日本円に換金の上、全額日本円にて振込または振替を行うものとします。振込または振替出金には 550 円(税込)/件の手数料がかかります。

11.為替取引に係る資金の入金の方法

出金可能バリューのチャージ方法は、銀行振込、インターネットバンキング決済、住信 SBI ネット銀行の口座振替とします。

12.為替取引依頼後の当該為替取引に係る資金の状況を確認する方法

(1)会員は、会員 Web サイトの残高確認画面において、出金可能バリューの残高を確認す

ることができます。

- (2)前項のほか、会員は、会員 Web サイトにおいて、当社所定のバリューの利用に関する情報(利用履歴、保留額および確定金額を含みます。)を確認することができます。
- (3)一部の加盟店におけるシステムの不備、返金処理等に係る当社に対する連絡の遅れ、その他の理由により、第 1 項に定める残高および前項に定める情報が正確に反映されない場合があります。

13.暗証番号の設定その他のセキュリティに関する事項

- (1) JAL Global WALLET サービスの利用には、ログインパスワード、暗証番号および取引パスコードの全部または一部が必要となる場合があります。パスワード等の全部または一部が必要となるサービスを利用する会員は、当社所定の手続きにより、これらを入力の上、利用するものとします。なお、JAL Global WALLET サービスごとに必要となるパスワード等は、別途当社ホームページ等においてご案内します。
- (2) JAL Global WALLET が開設された会員は、当社所定の方法により、パスワード等を設定するものとします。
- (3) 会員は、当社所定の方法により、いつでもパスワード等を変更することができます。
- (4) 会員がパスワード等を失念した場合、当社所定の方法により、パスワード等を再設定することができるものとします。"

14.口座開設契約等により、利用者ごとに資金移動業者が受け入れられる金額に上限がある場合には、当該上限金額

- (1)出金可能バリューの残高上限額(外貨による場合は、当社所定の方法により日本円に換算した金額)は 100 万円です。チャージ後の残高が残高上限額を超える場合は、チャージすることができません。
- (2)前号のほか、当社は、チャージについて、金額や回数の上限等、条件を設けることができるものとします。なお、当社は、当該条件を当社ホームページ等において公表します。

15. 営む資金移動業の種別ならびに履行保証金の算定期間および供託期限

- (1)営む資金指導業の種別
 - ・第二種資金移動業
- (2) 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別
 - ・供託及び履行保証金保全契約
- (3)履行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称
 - ・日本割賦保証株式会社
- (4) 営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限

当社の営む第二種資金移動業に係る算定期間は、一週間であり、供託期限は、三営業日

です。

- 16.当社は、JAL Global WALLET が会員等以外の第三者に不正使用され、会員等に損害が発生した場合（会員等以外の第三者により JAL Global WALLET が不正に開設された場合を含みます）における損害につき、「JAL Global WALLET 会員規約」第 37 条に従って補償します（ただし、会員のうち会員規約第 2 条第 15 項で定めるコース未選択の会員等を除きます。また、当社と連携する連携先の利用者については、連携先が提供するサービスに関する利用規約その他連携先が定める各種規定が適用されます）。

詳しくは「JAL Global WALLET 会員規約」第 37 条、第 30 条をご確認ください。